

昭和五十七年五月十四日受領  
答 弁 第 九 号

(質問の 九)

内閣衆質九六第九号

昭和五十七年五月十四日

内閣総理大臣 鈴木 善 幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員小沢貞孝君提出鉄道公安職員制度の廃止又は警察への移管に関する質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小沢貞孝君提出鉄道公安職員制度の廃止又は警察への移管に関する質問  
に対する答弁書

一及び二について

鉄道公安職員の業務は、日本国有鉄道の施設内における鉄道の防護、旅客等の保護及び荷貨物事故の防止並びに日本国有鉄道の列車、停車場その他輸送に直接必要な鉄道施設内における犯罪及び日本国有鉄道の運輸業務に対する犯罪の捜査であるが、これらの業務を効果的に行うに当たっては、鉄道輸送の仕組み、旅客の流動、列車の運転及び営業に関する法規等の鉄道輸送に関する専門的知識及び経験が必要であるので、このような知識及び経験を有する専門の職員に業務を行わせているものである。

一方、日本国有鉄道においては、経営の改善を図るため、現在各般の措置を講じているとこ

ろであり、鉄道公安職員についても組織の簡素化及び要員の縮減を行っているところであるが、今後とも警察との十分な協力関係を保ちつつより効率的な制度の運用が図られるよう日本国有鉄道を指導してまいりたい。

右答弁する。